

# マッチングによる食のビジネス創出拡大業務委託仕様書（案）

## 1 業務の目的

県では、令和5年度に改定した「フードビジネス振興構想」に基づき、令和5年度から県内食品関連事業者と大手企業とのマッチングを促すことで生産性向上と高付加価値化を実現しスケールアップにつなげるモデル事例を創出する取組を進めている。

引き続き、県内企業における先端技術の利活用を一層促進し、新規事業の創出や事業の多角化等に繋げるため、フードテックに精通した専門家（以下、「専門家」という）による県内企業と大手企業とのマッチングを図りながら、県内食品関連産業の生産性向上等、本県フードビジネスの振興を図る。

## 2 業務の名称

マッチングによる食のビジネス創出拡大業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

## 4 委託業務の内容

上記目的を達成するために必要な業務の企画・運営を行う。最低限実施すべき事業は下記のとおりであるが、そのほか委託費の範囲内で効果的な事業があれば、追加の業務内容を実施しても構わない。なお、支援対象企業の選定は協議の上、県が決定することとする。

### （1）先端技術を有する企業とのマッチングによる県内食品製造事業者の支援

#### （ア）県内食品製造事業者の掘り起こし

- ① 専門家が企業訪問または電話やオンラインによるヒアリングを行い、食のビジネスモデルの創出に繋がりうる県内食品製造事業者を掘り起こすこと。

※ヒアリング企業の日安：30件以上

- ② 上記により、掘り起こした事業者に対して、フードテックに関する指導・助言を行うこと。

#### （イ）県内食品製造事業者と先端技術を有する企業とのマッチングの成立

- ① （ア）により掘り起こしを行った県内食品製造事業者と、先端技術を有する企業とのマッチングを3件以上成立させること。

※マッチングの成立：秘密保持契約、覚書、協定書等の書面（電子含む）により、当事者間で約束・合意した内容を示すこと

- ② 上記マッチング後の支援も継続的に行うこと。
- ③ 上記マッチング内容をメディア等を通じて情報発信すること。

#### 【留意事項】

- ・ 専門家の略歴を提示すること。
- ・ 様々な企業等の人的ネットワークを活用すること。

- ・ 宮崎県のフードテック企業の情報発信及び協業創出（マッチング）のための手段を具体的に提示すること。

## (2) 運営管理

- ・ 上記（1）を遂行するため、事業計画を提示したうえで、県との定例意見交換（1時間程度）を行うこと（月2回以上）。また、意見交換以外でもメール等の手段により緊密に事業進捗状況の報告を行うこと。

## 5 成果品等

事業終了後、業務ごとの実績等を事業実施報告書にまとめ、提出すること。

納入場所：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県商工観光労働部企業振興課

## 6 その他

- (1) 受託事業者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施にあたり本仕様書によることのできない事象が発生した場合は、県と受託者の双方で協議して決定するものとする。